# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

高岡市長

#### 公表日

令和7年10月14日

# I 関連情報

- IXÆIHTK	
1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<ul><li>1 納税者からの申告及び届出等による軽自動車税課税管理業務</li><li>2 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務</li><li>3 軽自動車税に関する証明書等の発行</li></ul>
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	ž
軽自動車税システム情報ファイ	رار) المراجعة المراجعة الم
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第24項
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第48項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した
適用した理由	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]		i ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年1月9日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年1月9日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[ 基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<sup>・</sup> で機関については、それぞれ	重点項目評価書る	又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記	載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入っ	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ O ]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転した	IL V
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提係	<b>供</b> )
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・ 失・毀損リスクへの対策は 分か		十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリン への対策は十分か	ر م	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	軽	4情報又は、住所を含む3情報から住基ネット照会をし、取得した情報から住登外宛名を作成している。 軽自動車税の住登外宛名には特定個人情報を入力しないこととしているが、住基ネット照会時には目に 触れるため、不要な情報として一時的にも情報収集しない運用をしている。			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正な システムを通じて不正な	策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		F受講しているため。また	、マイナンバー制度入門編と、セキュリティ対策 に業務の必要性に応じて、個人番号利用事務担	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	扱いに関する问合せ	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編 による
平成30年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編 による
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署	篠田 修	市民税課長	事後	平成30年5月21日付評価書記 載方式の変更による
平成31年4月1日	リスク対策項目の追加	_	リスク対策項目の追加	事後	平成31年1月1日付特定個人 情報評価に関する規則の一部
平成31年4月1日	しきい値判断項目の時点	_	_	事後	基礎項目評価書の様式変更による
令和2年6月1日	しきい値判断項目の時点	_	_	事後	基礎項目評価書の再点検によ る
令和3年1月1日	システムの名称	総合行政システム(軽自動車税、税証明)、宛名 管理システム、統合宛名(連携)システム、中間		事後	令和3年1月からのシステム変 更による
令和3年1月1日	事務の概要	_	3 軽自動車税に関する証明書等の発行	事後	令和3年1月からのシステム変 更による
令和3年11月1日	しきい値判断項目の時点	_	_	事後	基礎項目評価書の再点検によ る
令和3年11月1日	法令上の根拠欄の修正	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二 における情報照会の根拠)27の項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二 における情報照会の根拠)27の項	事後	番号法第19条の号ズレによる
令和3年11月1日	連絡先欄の修正	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	I 関連情報ー3. 個人番号の 利用-法令上の根拠	番号法第9条1項別表第1第16項	番号法第9条1項別表第16項	事後	番号法の改正による
△和6年5月27日	I 関連情報-4. 情報提供	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二 における情報照会の根拠)27の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	番号法の改正及び主務省令 の制定による
令和6年5月27日	連絡先欄の修正	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	しきい値判断項目の時点	_	_	事後	基礎項目評価書の再点検によ る
令和7年1月9日	しきい値判断項目の時点	_	_	事前	「書かないワンストップ窓口」導 入に伴う基礎項目評価書の再
令和7年1月10日	Ⅳ リスク対策		新設	事後	新設による追加
令和7年2月21日	I 関連情報ー3. 個人番号の 利用-法令上の根拠	番号法第9条1項別表第16項	番号法第9条第1項、別表第24項	事後	番号法の改正による
令和7年9月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	事前	令和7年10月1日付組織改編 による